

## 令和5年度第2回文化財保護審議会議事録（審議）

### （会長）

それでは審議に入らせていただきます。本日教育長から岩手県指定文化財として諮問された案件は2件ございます。それでは新たに指定案件となっております2件について、事務局から説明をお願いします。

### （事務局）

説明申し上げます。それでは審議資料8ページ、資料2-1をご覧ください。

ー以下、盛岡八幡宮祭りの山車行事、諮問物件調書を読み上げー  
続きまして、審議資料13ページ、資料2-2をご覧ください。

ー以下、山田の神幸行事、諮問物件調書を読み上げ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### （会長）

ありがとうございます。ただ今事務局ら2件の提案がございました。盛岡八幡宮祭りの山車行事、山田の神幸行事の2件でございます。審後の仕方でございますが、個別に審議をしてまいりたいと思います。まず、盛岡八幡宮祭りの山車行事について、調査を担当いたしました委員に追加の説明をお願いいたします。

### （提案委員）

前回は説明させていただいたんですけども、私の報告書の書き方が悪かったのもあって、今まとめていただいたので、整理できたかと思えます。

2点の御説明をいたしましたので、まずは映像を見ていただきたいと思えます。

これが露払い、勢子舞、金棒持ち、という風に行列がつながっていきまして、これはコンベンションさんなんですけれども、大体どこの団体さんもこのような形になります。

これが八幡宮様からの八幡下りという、皆さんがここからスタートして下りていく形です。笛があつて小太鼓があつてという、この山車が、これはコンベンションさんのものなんですけれども、子どもたちが乗って小太鼓があつて勢子が引いて剛力が押して、これが一連の流れです。で、この形、花があつて滝があつて波があつて、というのも定型的な形になっていて、保存会さんもなってます。

これはめ組さんですが、これが音頭上げです。門打ちのような形で音頭を上げて、それぞれ南部木遣いと言われてるものを、それぞれが傳承されてそれぞれ毎回言葉を変えて作られます。これは羅生門ですね。昔はもっと物語が多かったんですけど、いまは歌舞伎ですかよく知っているようなものとか、昔のお話とかそういうお題で、色々なものを毎年作り変えられて行かれる山車祭り、毎回作る山車まつりとしてこんなに盛んになさっているのは素晴らしいと思えます。大体まあ7～8団体さんが出すので、休んでいる団体さんもあつてその方々が手伝ったり、次には自分たちの町内で記念があるからということで一生懸命出すということであまく回されています。ただ、担い手がだんだん少なくなっているんです

けど、コンベンションさんとかそういう団体が新しく入ることによって山車の数が均等に7～8台出せる形になっています。

(会長)

ありがとうございました。

前回はこの山車行事につきましては無形民俗文化財とはいえ指定の範囲、保護の対象とするというあたりを少し明確にということで事務局の方でそれを踏まえて調書の方を訂正いただきました。そのようなことから、山車の巡行、そしてそれに伴う南部囃、南部木遣りといった芸能が付随するという、何よりも歴史的なものを踏まえて旧盛岡藩領の中に大きな影響を及ぼした祭りであるということからその価値を見出して、無形民俗文化財として指定し保存しようとするものですが、改めて確認させていただきたいと思いますが、何かご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

(委員)

今拝見しまして、指定というところの価値を考えたときに、非常に価値としては大きいものがあるのではないかと思います。藩主が祭主となっていて、規模が23丁という大変大きな規模であるということ、そして何よりもその土地に暮らす人々の関りが祭礼の中で明確化されているというあたりが非常に大きい価値なのではないかと思いながら聞いていました。それで十分かと思いますが、より明らかにするために3つほど確認させていただきたいと思います。

一つは祭礼を運営する組織の問題として、例えば年ごとの中心の役割を担う年当番など、そういった人々の役割や持ち回りが今確認できるかどうかということの一つ目として教えていただければと思います

二つ目は、一般に八幡宮の例祭というのは春と秋とで二回行われており、今の説明は秋の例大祭のことだと思うんですが、春の、例えば旧暦三月に例祭を行っている、もしくはそれに準ずるような行事があるかどうかということをお教えいただきたい。

最後三つめは、価値に一番関わることとして、祭りの形態が藩政期から同じ形態なのかどうかということがあるんじゃないかと思うんですが、この辺を確認できる祭礼帳や祭礼図のような資料が残っているかどうかをお教えいただければ、なお価値が明確化するのではないかと思います。

(会長)

今、高橋委員から3点の御質問がありました。

よろしいですか？

(提案委員)

まず1点目ですけれども、このお祭りにおいては回り当番のような形はとっておりませんで、山車推進会さんがありまして、そういうまとめと、今は盛岡市さんが観光協会さん含めて大きな集まりを持ってなさってます。回り当番のような形にはなっていません。

2点目ですが、すみません、八幡宮さんの三月の例祭はあると思うんですが、この

ようなお祭りのような形になっていないので、確認はしておりません申し訳ありません。

3点目ですが、藩政期から同じようなものかということですがけれども、これは明らかに変わっております。江戸時代の資料が残っておりますけれども、その形から、明治の終わりから大正期のお祭りの絵図、配る絵なども残っておりますけれども、この形が定着したのは近代になってからという形で、藩政時代とはほとんど異なっていると思います。ただ担い手としてはそれぞれ町、消防団、あと地域の消防団ということで受け継いできておりますので、お祭り自体はずっと継続しております。ただ山車の形ですとかそういうことは状況に応じてというか時代に応じて変わってきております。

(会長)

ありがとうございました。まあ無形民俗なものですから時期によって時代によって移り変わりがあるということは否めないところだと思っておりますが、よろしいですか。

(委員)

了解しました。ありがとうございます。

(会長)

あとは何かございますでしょうか。

(委員)

今のお話を伺ってちょっとだけ確認したいんですけれども、今回のもので県の指定文化財とするときに、盛岡の八幡祭りの山車行事、これが旧盛岡藩領の代表的な祭りで、これが他の祭りに影響を与えているというところが重要なあとと思ったのですが、先ほどのお話を聞くと山車の形が変わっているということですので、そうするとこの影響っていうのが何をもって影響を与えたということになるのか、いつの段階の影響なのか、その辺だけ確認させていただきたいと思っております。

(提案委員)

この人形山車という形は、盛岡八幡宮の祭りの特徴としてあってそれが各地に影響を与えたということです。この人形山車というのは人形を作って据えてお祭りごとに作り変える、そのような形ということが盛岡八幡宮さんのお祭りとして当初からなさってたんですが、その形がどのようなものであったのか、見ていただいた絵図のように町印があつてそのあとに大八車で引いていたといったことで今の形とは違うといったことは言い過ぎかもしれませんが、山車祭りということでは継承しております。ただ形ですとか大きさですとか、今は波があつてどうのといった形式がまとまってきたのは近代になってからということしか確認ができていないので、近世のもの確認が取れておりませんのでそのように言ったわけです。山車の祭りの形式としては続いておりますし、それが近代になってからかもしれませんけれども各地に広がって影響を与えたということになると思っております。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

文化文政年間に担ぎ山から曳山へと変化したというように調査報告書の方に記載していますが、人形を載せた山車というものがその後に形成されてきて、そういった時代にさらにさらに、その後近代に入ってから影響を与え続けたということ理解してよろしいですか？

(提案委員)

人形山車という形では最初から続いてきたんですけれども、それは近世からのものだと絵図からも確認できます。ただ、お祭りとして各地で広まったというのはやはり確認はできておりませんが近代かもしれませんということを行いました。

(会長)

藩内各地の特に町場でこういった山車行列が祭りとして定着するのは、やはり近代に入ってからということでしょうか。一戸ではどうですか。

(委員)

そこはちょっとわからないですけれども。一ついいですか？

人形を作る人たちのそれぞれ交流みたいなものはあるんですか？例えばどこかで作った人形をどこかの人が借りたりとか、作る人同士での交流とか、あるんでしょうか

(提案委員)

この祭礼は都市祭礼なので、外注を基本としておりまして、仏壇店さんに人形を発注するというのが基本でした。昔は仏壇店さんが何軒もありましたのでそこに発注していたんですけれども、今は一軒になっておりまして、そこが基本的には顔ですとか腕とかは請け負っています。それを持ってきて自分たちで周りを作るとかそういうようなことで。それもちょっとどんどん変わってきてはいるんですけれども、基本的にはそれぞれの外注ということです。交流ということであれば先ほども言いましたように毎年山車を出すわけではないので、分団の仲間でそのお祭りを助けるために手伝いに行ったりというような交流は、それぞれの消防団の付き合い等でもあるとは聞いています。

(委員)

昔聞いたのですが、うちの方の〇〇組では、例えば盛岡のどここの方から付き合いがあって、そこからいろいろ教えてもらったり、そういう交流をしていたりする、そういう組ごとの交流というかそういうのは前からあったと聞いたことがありますけれども。

(提案委員)

基本的に、盛岡の各組がそれぞれ各周辺に、例えば一戸に貸してあげたりとか花巻祭りに貸してあげたとか、そういうことはあります。というかそれが多いので逆に八幡宮さんのお祭りが各地に影響を与えているというように見ました。その32丁の中での貸し借りはあったとは言いますが、それよりも自分たちは外注をして自分たちで作るという

意識の方が強かったのかなと思っておりました。都市祭礼なので、自分たちで作らなければいけないということではないので。

(会長)

悪い表現をすれば使いまわしということになるんですが、そういった意味では色んな地域に影響を与えた、あるいは色んな地域と連携しながら維持されてきたという風に積極的に解釈するというのもできるかと思います。

後何かございますか。

(委員)

このお祭りの評価、大変よくわかりましたしとても要領よくまとめていただいて私のような門外漢にも理解できます。ただ、あまり近世とか盛岡藩とかにこだわりすぎるとかえって危ないのかなというところを思いましたので、例えば遅くとも近代以降、現、岩手県中部沿岸部とか、あるいはどこどこのお祭りに影響を与える、規範となった可能性があるみたいな書き方、評価の仕方の方がいいのかなという感想です。それともう一つ、古い時代の絵図とか山車の絵などがどれだけ残っているかわからないんですけども、白山神社の祭礼なんか見ますと、破天荒に背が高い、博多祇園山笠みたいになっていて、今その現在の盛岡の山車を見るとだいぶ縮まったような印象を受けて、例えばそれが近代に電線が張られるとかいろんな状況がある中で変容を遂げながらというのがもしかして認められるとするのであれば、一部に古様を残しつつも、時代の変遷・変容を遂げながら今に受け継がれているといったようなそういうゆるっとした評価もしたほうが風俗慣習というふうな前の時代からの受け継いでいるということを重要視する指定の仕方の中では大事になってくるのかなと思うので、そのあたり書き方の問題を工夫されたら、なおいいのかなと思いました。感想です。

(会長)

これまでお話がありましたように、近代に入って都市型の祭礼と言っても大きく変わっていくわけですが、そういったあたりこそがまさに都市型の祭礼としてむしろ重要なのではないか。山車の形状の変更も踏まえて、それが近代化の中で変容せざるを得なかった、それがやはり変容していくのもやはり一つの祭りの在り方なのだというあたりをですね、委員もおっしゃったように、盛岡藩時代の影響もさることながら近代に入ってからの変容それもやはり周辺に大きな影響を及ぼした祭りなんだという文章を、後ろの方に付け加えていただければ適切になろうかと思います。

(委員)

そうですね、足せばいいですね

これも確認ですが、もう一つ指定名称についてですが、盛岡八幡宮祭りというお祭りの名称は関係者の方々とすり合わせは終わっているのでしょうか。

(提案委員)

市の指定時の名称をそのまま引き継がせてもらっています。

(委員)

当事者の方々も全員納得していらっしゃるということですね

(提案委員)

はい、御説明申し上げました。

(会長)

今ご指摘がありました盛岡八幡宮祭りの山車行事、これは市指定の文化財名称をそのまま踏襲したものでございますので、地元の方でも了解をいただいている名称だということになります。あとはなにかございますか

(委員)

八戸のお祭りを見たときにも、やっぱりこのような山車で人形が乗っていたような気がするんですが、さっきも盛岡藩領にこだわるとあれだという話があったんですけども、八戸の祭り、二戸とかあそこらへんは八戸の方が近いようなイメージもあったので、ちょっとその影響といったときに盛岡の影響なのかなということが先ほどちょっと気になったので伺いました。先ほど表現を少し工夫すればということだったので私もそう思うんですけども、ちょっとその八戸あたりのお祭りとの関係を確認したいと思うんですけども

(会長)

久慈も含めて。

(委員)

どこの影響かってここまではっきり言えちゃうのか、先ほどのように少し工夫が必要なのか、そのあたりを。

(会長)

具体的にどこどこというよりは、ゾーンみたいな形でバフっとした方がいいのか、あるいは追えるようであればきちんと記載したほうがいいのか、そのあたりを含めて

(提案委員)

基本的に近代としか思っていなかったもので、旧盛岡藩領域といったんですけども、八戸の方もいう人によっては盛岡のお祭りの影響も受けて発展したという方もいらっしゃいますけどそれははっきりしておりませんで、形だけでいうと全く違います。八戸は横にどんどん広がる方向性を作ったお祭りで、それで展開していく。二戸なんかもその文化圏にありますので、この盛岡山車祭りとは異なるという風に今は思われています。人形の数も違いますし、ありようも全く違いますので、文化圏としてはそちらの方は思っていないです。二戸とかあちらの方は八戸から人形や山車を借りたりしていたので、盛岡とは異なる文化圏ですが、それでもどンドン同じ町でもあちらからも借りるこちらからも借りる、中心で作っている人があっちにもこっちにも行くということできっさり線引きはできないんですけども、バフっと二戸はこちらの方くらいという感じで旧盛岡藩領の影響は明らかに見えます。

(委員)

となると、この調書に二戸市って入るのに問題はないですか。先ほどの横に展開して八戸

の影響を受けているってということと、盛岡八幡宮の影響を受けている二戸ってこの表記はどうなるのでしょうか

(提案委員)

盛岡八幡宮の山車祭りの特徴というのは人形が一つもしくは二体大きな人形があって、それに対して周りがあるって見返しの人形があるという形式ということであれば、その影響があちらこちらに見られる。八戸の山車の形式としては人形が複数あってそれが横にも展開する上にも展開するというようなことになるので、どこでももちろん元々それが盛岡から伝わったのかもしれないんですけども今の現状としては異なっているんですけども、二戸でのお祭りについても盛岡八幡宮と同じような形式は見られます、ということでした。

(委員)

長いスパン取れば影響いろんなの受けてるから変わってるということで、理解しました。

(会長)

二戸の祭りもやはり時代とともに変化してきている。

他にございませんでしょうか。

(委員)

確認だけ。先ほど委員から変わっていくものだと、行事として捉えるということだったと思うんですが、確認です。調書の方にもありますけれども、大八車の車両を作る職人がほとんどもういないと。ということは、土台となるもの自体が今後新しいものによって変わっていくんだろうと思いますし、そうやって発展してきたものが今の祭りだと思うんですが、それは変容していくこと自体も含めて指定対象としていいですよ。例えば大八車が自動車に変わってしまったとかですね、そうしているところもありますけども、そういうことも含めて考えていいんですねという確認でございます。

(提案委員)

有形ではないので、もともと大八車も途中からなった曳山なので、山車祭りということで皆さんなさっているということで、今後の変容も含めてと私は思っておりますが。

(会長)

そこが無形民俗だというあたりですね。祭礼に伴う山車の巡行、それに伴う色々な芸能、というのを合わせて行事であると。そのような形でとらえていただいて。自動車になって、今度は電気自動車になってということになってもですね、祭りそのものの意味合いという無形ならではの特徴で行くんだということでご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは評決に入らせていただきます。

先ほど佐藤教育長から諮問がありました一件目、盛岡八幡宮祭りの山車行事、これを岩手県指定無形民俗文化財に指定することについて、御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということで、決したいと思います。ありがとうございました。

続きまして二件目、山田の神幸行事について、こちらも調査を担当されました委員から追加の説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(提案委員)

まずビデオを見ていただこうと思います。

これが山田八幡宮からお神輿が出るところです。後ろでくっついて走っているのが旗持ちという、フライ旗、大漁旗を巻いてそれぞれの船から、今では子供たちが旗持ちとして参加しています。鳥居を出ると、昔は漁船団が仕切ったということです。旗持ちがぐるぐる回って、こうやって芸能が付いて回ります。虎舞ですとか太神樂が付いて回って大人数で街を回ります。十二支は、これは珍しいですけどもこのあたりではついて回ります。

こちらが大杉神社のお祭りの方です。こうやって昔は浜だったんですけども、今は震災で護岸工事でこうになってしまいましたが、それでもこうやって入って潮垢離をします。これにももちろん旗持ちの人たちがついてぐるぐる後ろを回るんですけども、これを見て川島先生はアンバ様、近世に江戸ではやったアンバ様のお祭りの賑わいを彷彿とさせるといっています。ただこれは山田の方にもあるので何とも言えないんですけども。こうやって虎舞ですとかそういうのもくっついて回るんですけども、何度ももみ合っただけの屋台にぶつかったりして暴れ神輿と言われてますので、これは暴れるお神輿ということであちこちぶつかったり、昔はお家を壊したりということもなさっていたりということです。山田のお神輿よりも軽いので、動きが激しいということも言われています。そしてこれがくっついて回っている虎舞なんですけれども、和藤内を演じる珍しい虎舞です。船に乗る様子がなかったですね。

今は大きな船に遠浅の海を通して載せて、曳き船行事として他の漁船たちがついて、明神崎という岬を参拝して、ぐるっと港を回って帰ってきます。これが曳き船祭りということで、これは明治 14 年には曳き船祭りの資料があったので、明治 14 年ころからは大杉神社の曳き船はお祭りとしてなっていたようです。

基本的に山田八幡宮のお祭りと翌日に行われる大杉神社のお祭りということで、連続してお祭りがなされます。地元の人たちは一体のお祭りと考えていますので、分けることなく、特に平成に入ってから山田町の方がかなり力を入れて山田まつりということでお祭りを盛り上げて、一体のお祭りとしています。

平成 15 年からですね、山田の秋祭りとして9月中旬の休日に2日連続して行うようにしています。なので、二つをまとめた形で山田の神幸行事ということで考えていただきました。

山田八幡宮については書いた通り歴史資料が残っているんですけども、江戸時代にはお祭りがなされて神輿が(渡御)奉納されていた、芸能というか若者の手踊りが出ていたという記録があります。大杉神社については記録の方がありませんけれども、明治 14 年の曳

き船の祭りの記録がありました。どちらも山田八幡宮の神幸行事は飯岡漁船団がもともと仕切っておりましたし、大杉神社の年行司、山田区年行司というんですけれども、もともとは山田浦船頭講中というようなことを言っていたように、漁船団が仕切っていたそれぞれお祭りとなります。舎人、お神輿の担ぎ手ですとか旗持ちですとか警護なども、各漁船から出して、船を代表してお祭りに出ることが行われておりました。現在は実際漁船団は解体したり年行司ということも内容が変わってしまったんですけども、その形を引き継いで、海のお祭りということになさっています。面白いのは大杉神社さんは皆さん今ではわからなくなっていますがアンバ様、アンバ大杉信仰というものを引き継いでますし、島の坊という昔の修験僧を村人が殺したから不漁になったからその修験僧を祀ったお祭りだということが語られていたり、こういう伝説を持ったものですがけれども、実際には元々浜見の場所にあった神様なので、アンバ大杉の信仰だったのかなと思っております。どちらも海のお祭りとしてなさっておりますし、この地域がもともと持ってきた生業、漁業の神様を漁業の安全と豊漁を祀る祭りとして行われているということでこの地域として特徴的であると思っております。

で、潮垢離は珍しいんですけれども潮垢離自体についてはなくはなくて、同じ山田町内でも船越ですとか、もう少し田野畑の方とかあるのかな、何か所か潮垢離が。それから隣の大槌町の小槌神社のお祭りでは川を渡御しますが、証言によると昔は海に入っていたという話を聞くので、ここだけというわけではないんですけれども、珍しいものです。ちなみに全国でもそんなにたくさんはないですけども千葉県ですとか神奈川県の方でもたくさんありまして、有名なのは国指定の文化財になっている神奈川県の実鶴の貴船神社のお祭りというのがお神輿が浜垢離するということで有名です。千葉県と神奈川県はかなりそういうお祭りがあって、沿岸沿いにそういうものが伝わっている中でのお祭りの形なのかもしれないと思っています。海上渡御に関しては岩手県沿岸についてはたくさんありまして、とくに大船渡のお祭りなどはそれぞれ浜辺にあるお祭りは全て五年祭ですけども海上渡御を行いますし、釜石祭りですとか沿岸の方になると大体そのように行いますがやはり沿岸部のお祭りの特徴と言えますしこれが代表的なものではないかと思っております。

#### (会長)

浜の祭りはやっぱりすごいお祭りなんですけれども、今説明にございましたように、山田の八幡宮の神幸行事と大杉神社の神幸行事、この二つを合わせて山田の神幸行事として祭礼を無形民俗文化財として指定したいということなんです、いかがでしょうか

#### (委員)

伺いたいんですけど、山田八幡宮の神幸というのはいわゆる一般的な神幸だなと思ったんです。神輿が巡行するとか。御旅所みたいなものはあるんでしょうか。

#### (提案委員)

今は漁港で一応御旅所のようなことをやっています。

(委員)

それに比べると、こちらの大杉神社の神幸というのは私のイメージだと福島の浜降りですかね、神輿が海の中に入って神威をリフレッシュするというかリニューアルするというか、そういう風なことと神様の行幸がセットになっていて、海上渡御があって、でそういう風なことでいろんな要素が入っているのかなあなどと勝手なイメージを持つんですけども、ちょっと気になったのが、調書にある「明神崎に参詣する」というところ、神様が明神崎を参詣するというのはちょっとどうかなあと思ったんですよ。そうじゃなくて、渡御する人たちが明神崎を参詣するのか、それとも明神崎に大杉の神様が会うべき神様がいるのかどうなのか。もっと言うと、これどっちかっていうとこれは海上渡御の方をメインに書いた方がいいのかなあ、わかりやすいのかなあと思ったんですけどどうですか。

(提案委員)

明神崎の方は、もともと明神崎へ参詣するようなことがあったので、かもしれないです。ただお神輿をもって、皆さんで神事を行うというのが基本です。で、そこで並んで曳き船が付いてきて一斉に参拝するということが昔はしていたけど今は一列になってどんどん参詣して回っているということで、厳密に大杉の神様がそこに、というような話は言えないです。

(委員)

例えば、明神崎ってところが大船渡末崎の熊野神社みたいに麻腐島(おくされしま)があってそこにまず最初によって、そのあと社地に、現在地に移ったということで、旧の所在地とかそういうことではないんですね。であれば、明神崎の周辺まで海上渡御で練り歩くわけですよね。あんまり明神崎の参詣に意味を持たせるとちょっとこれ何なんだろうというように私は疑問に思っちゃうんですが、必要があれば書き方を工夫してみてもいいのではないのでしょうか。検討してみてください。必要なければこのままでいいんですけども。

(会長)

明神崎という地名そのものが紛らわしい

(提案委員)

民俗は皆さん整合性をもってやってらっしゃるわけではなくって、海上渡御のメインは明神崎の参拝なんですよ。皆さんからすると。明神崎を祀って、そこで神主さんがお塩をまいてという行事であって、それを皆ついでいくんだ曳き船はそれをするんだということなので、行事としてはそういうものだと言えらっしゃる。

(委員)

宗像の三女伸みたいに同じ空間に二つの神様が一緒にいることに意味があるのか、とかそういうことではないんですね

(提案委員)

全く違います。大杉神社さんは先ほど言ったようにアンバ様の関係だと思うので、山の上に元々あったということで、今も震災の時ちょうど神社が壊れたので山の上の社にいたりしてたんですけども、全く関係ないと言えば関係ないんですけども、そういうことだと

思います。

(委員)

海上渡御をして目的地が明神崎で、そこでお祭り、おはらい、参詣、いろんなことをするということですね。

(提案委員)

逆に明神崎の方が皆さん漁民にとっては重要な地点だったので、岬の先で。そこに参るお祭りです。

(委員)

そこに参ることが重要視されていると。わかりました。

(委員)

このお祭りの持つ意味とかその内容はよくわかったんですけども、県の指定と言ったときに、何なのかというところをこの調書の最後あたりにきちんと書くべきかなあと思うんですが、ちょっとその点を確認させていただきたいと思います。

(会長)

具体的にはどういうことですか

(委員)

以上により、と、いきなり県の文化財として指定するのが適当だとするんですが、岩手県の文化財としてこの祭りの何が岩手県にとって重要な意味を持つ祭りなのかっていうのがないように私は思うんですね。この祭りがどういう由来でどういう経緯でどのように行われていて、山田町においては二つの祭りが関連しあっていて山田の祭りとして名称を付けるんだと。これはわかるんですけども、それが岩手県の指定にするっていうことの意味付けがちょっとここにはないので、その点としてこれがどういうお祭りで県指定とするのか、その点をちょっと教えていただきたいんですが。

(提案委員)

その1段落前に、「このように、本物件に含まれる2つの神幸行事は、双方とも神輿に各漁船の旗持ちが随行するなど、漁船団が主体となって行われる漁業を背景とした祭りを継承している点、もしくは芸能を引き連れながらというのが地域の特徴的だということで、沿岸の生業である漁業を背景にした祭りということで、沿岸のお祭りとして代表的だと考えていただいていると思います

(会長)

調書の中で前段の段落を踏まえて、以上により、ということだろうと思いますので。ここに文章が入ってくるとまた同じ中身が記載されることになるので、前段の段落のところか価値であると。そこで兼平委員がおっしゃるように岩手県の、としての文化財としての価値があるのか、ということなんですが、やはり地域的なことも踏まえておりますので、これでいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか皆さん。

事務局のほうどうですか、調書の読み方としては。

(事務局)

会長がおっしゃられたように、前段のこのように、というところがこの今回の諮問案件の価値を表すまとめ、価値を整理した文章であるというつもりで表現をして、それを受けて以上によりと、いう形で表現させていただいたところでもあります。岩手は広い県土がありますがけれども、その中の特に沿岸の地方で特徴的な漁業あるいは漁を生業とする人たちが主体となっておられるお祭りであると。ここが大きなくくりでいえば岩手の文化財としての価値かなと認識しております。

(会長)

ということによろしいですか

(委員)

この段落以外に新たに文章を足せとかということではなくて、今言われたように岩手県の沿岸における代表的なとか、何かがないと山田町のという地域、というようにちょっと限定されたような感じになって。

(会長)

むしろ前段にそれを入れておいた方がいいということですよ

(委員)

やっぱり岩手県として沿岸の代表的な祭りの特徴を有する、というものが無いと、何となく山田町の地域の特徴を示しているというような感じで山田町内のというぐらいでこう岩手県内の沿岸地域という一言が入るとそれは意味を持つのかな、と。

(提案委員)

報告書の一番最後の部分に、「県の沿岸部では漁船による海上渡御を行い、海の安全と大漁を祈願する祭りが見られるが、山田の神幸行事は海の祭りとして典型的と言える。また地域の民俗芸能を伴いながら巡行する点も地域的特徴を示している。」とあります。

(委員)

調書の方にもその点は重要かなと思うので、その点が入るとさらに良かったかなと思いました。

(会長)

それでは、調書の方の「以上により」の前に、19 ページの東委員が読んでいただいた部分をこのままでいいか文章を変えるかはともかく、兼平委員が指摘するような形で岩手県の沿岸部における特性みたいなものを評価する、という文章を入れて頂いて、完全な調書にしていきたい。それでよろしいですか

(委員)

だいぶこう省略しすぎて奥ゆかしくなりすぎちゃった気がするので、調書の部分。もう一つ、前身となる祭礼が近世で確認されるというのはとても大事なんじゃないかなと思うんですがどうでしょうか。三陸というのは長大な海岸線を有して非常に長い大きなところですけども、その中でも古い時代にさかのぼるということも是非。

(会長)

それから広域的な比較の中でこの祭りの伝来とか個性というのが出来上がってくるとか、何でもかんでも突っ込みたくなってきますけれども、その辺整理していただいて。

(委員)

その意味では三陸の漁業、生業、地域性を代表するようなものという評価をできるものであれば堂々と書いていいんじゃないかと思います

(会長)

他にどうですか

(委員)

今お話しをお伺いして、県沿岸部のこういった祭礼の中でここがこういった特殊性があるというようなことがわかるように修正していただけると一般の方にもわかりやすくなるのかなと思いました。あと、これは聞いた話なのですが、間違っていたら訂正しますけれども、大杉神社は東日本の震災で大変な被害を受けられたところだと伺ったことがあります。この祭礼も震災後3年か4年で地元の方々が復活されたということを知りました。そういったところもまさに指定基準の中に、「基盤的な生活文化」という言葉があります。まさにそうやって皆さんが短期間で復興なされた行事というのは、生活文化の基盤的なものであるという認識が地元の方に大変根強くあって、それが復興につながり現在に至っているというあたりも、諮問調書に書く書かないは別として、わたしはすごい意義があるお祭りなんじゃないのかなということも併せて思いました。内容については全く異議ございません。以上です。

(会長)

今のご指摘は入れた方がいいかなと思います。

大杉神社さんも含めて山田の町はほんとに津波だけじゃなくて火災が起きて、ということで、大きく変貌しました。その中でも復活して盛んにおこなわれている祭りであると。まさに今、高橋委員からご指摘いただきました、基盤的な生活文化を支えた、またはその依り代として強い意味を持っていたのではないか。そのあたりをきちんとこの祭りのまさに意義として入れておいていただきたいと。いろいろ注文がついていっぱい出てまいりますけれども、それこそ兼平委員がおっしゃっていたような、岩手にとってというような価値付けの強調部分としてその辺を御配慮した形で調書を手直ししていただければと思います。大杉神社さんの被災状況については何か知っていますか

(提案委員)

神社がなかった時にはもともとこの社に移ってお祭りを続けていたということで、みなさんの支援も受けて、新しい神社が建ってます。その際には元々あったこもり場も作ったりしています。今も新しいものをどんどん作っています。しっかり書きたいと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。それでは評決に入らせていただきます。

先ほど教育長から諮問がありました二件目、山田の神幸行事、これを岩手県指定無形民俗文化財に指定することについて、御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしということで決しさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、本日諮問のありました二つの新規案件につきまして、いずれも提案の通り岩手県指定文化財として指定する旨答申することにさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。